

ワンルーム形式住宅の建築に関する指導基準の提出先が変わります
(令和7年4月1日届出分～)

「さいたま市ワンルーム形式集合住宅の建築に関する指導基準」に基づく届出について、提出先を下記のとおり変更します。事業者のみなさまにはお手数をおかけしますが、ご対応の程よろしくお願いたします。



変更時期

令和7年4月1日以降の届出分より

変更前

【西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区内の土地についての届出】
建設局 北部建設事務所 建築審査課

【中央区、桜区、南区、浦和区、緑区内の土地についての届出】
建設局 南部建設事務所 建築審査課



変更後

【さいたま市全域】
建設局 建築部 建築総務課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所10階
TEL:048-829-1538 FAX:048-829-1982



オンラインでも
提出いただけます

さいたま市 ワンルーム指導基準



さいたま市PRキャラクター